

青森県県民環境林管理・経営委託に係るプロポーザル募集要領

第1 目的

県民環境林については、「県民環境林の経営方針」（以下「経営方針」という。）において、県民共通の「公共財」として、公益的機能をより一層発揮させるとともに、木材販売収益の向上等により県民負担を可能な限り軽減しながら、適切に管理・経営していくこととしています。

そのため、県民環境林の管理・経營業務の委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、コスト意識の高い民間事業体から、管理・経営についての技術提案を募集し、優れた提案をした者を契約候補者として選定する（以下「本手続」という。）こととします。

※ 「県民環境林」とは、県が平成 25 年 4 月に(社)青い森農林振興公社から承継した森林です。

第2 担当部局

当該業務の担当部局（以下「担当部局」という。）は次のとおりです。

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 北棟4階
青森県農林水産部 林政課 森林環境グループ 県民環境林担当
電話番号 017-734-9522
FAX番号 017-734-8145
メールアドレス rinsei@pref.aomori.lg.jp

第3 業務概要

1 委託業務名

県民環境林管理・経営委託業務

2 委託区域の概要

(1) 委託区域

県民環境林 10,209ha

(2) 資源構成等

委託区域一覧表、位置図及び施業図のとおり

3 委託期間

契約の日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

次の(1)から(9)のとおりとします。

なお、業務の具体的な内容については、仕様書（案）を基本とし、技術提案の内容を受けて最終的に決定するものとします。

- (1) 委託区域に係る間伐等の森林整備及び森林作業道整備（以下「森林整備等」という。）について、経営方針及び土地所有者との分収造林契約その他関係法令に基づき、森林経営計画を作成し、市町村長等の認定を受けること。
また、当該計画の進行を管理すること（以下「管理業務」という。）。
- (2) 森林経営計画に基づき、森林整備等を実施すること。
- (3) 間伐等により伐採した木材を販売すること（以下「販売業務」という。）。
- (4) 主伐に係る収穫調査を実施すること。
- (5) 委託区域の巡視等を実施すること。
- (6) 森林整備等の業務の遂行に伴い、土地所有者等の承諾が必要な場合は、説明を行い、承諾を得ること。また、法令等による規制がある場合は、その許可等を受ける等、関係機関等との調整を行うこと。
- (7) 県が行う土地所有者に対する分収割合の見直しに係る同意取得に協力すること。
- (8) 森林整備等の実施に伴う青森県民有林野造林補助規則（平成10年3月青森県規則第43号。）による補助金（以下「造林補助金」という。）の交付申請、受領及び申請に必要な計画書等の作成を行うこと。
- (9) 県民環境林を核とした周辺森林との一体的な施業の実施に努めること。

5 委託料等

(1) 委託料の限度額

県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する造林補助金を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりです。

（単位：千円）

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	合計
255,811	228,702	242,132	221,489	166,075	1,114,209

※ 消費税及び地方消費税額を含む。

(2) 参考事業費

参考事業費は下記のとおりです。

（単位：千円）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	合計
県の委託料 (限度額)A	255,811	228,702	242,132	221,489	166,075	1,114,209
造林補助金 (受託者申請)B	182,730	175,316	153,510	148,713	146,241	806,510
参考事業費 A+B	438,541	404,018	395,642	370,202	312,316	1,920,719

第4 参加資格

本手続に参加できる者は、法人その他団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）であって、以下の要件をすべて満たす者とし、（ただし、共同企業体の場合は、代表者以外の各構成員については7、8を除く。）。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- 4 次の(1)から(5)のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）である者。
 - (2) 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者又はその権限を代行し得る地位にある者）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - (3) 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - (4) 役員等が、正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
 - (5) 役員等が暴力団と交際していると認められる者
- 5 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- 6 本店、支店及び営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 7 青森県森林整備作業有資格者指名停止要領（平成20年10月9日付け青林第640号）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと又は措置要件に該当する事実がないこと。

- 8 青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加資格審査等に関する要領（平成 19 年 3 月 27 日付け青林第 1186 号）第 6 条に規定する「青森県森林整備作業指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- 9 次の(1)及び(2)のすべてに該当する者であること。
 - (1) 広範囲にわたる委託区域での事業計画を立案し、適切かつ円滑に進行管理するための管理資格を有する者（以下「管理資格取得者」という。）を 2 名以上雇用していること。
 - (2) 機械による伐倒作業及び集材作業等間伐の実施又は森林作業道整備に必要な資格を有する者を管理資格取得者と併せて 6 名以上雇用している者であること。
- 10 共同企業体の場合は、その構成員が単独で、又は他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。

第 5 提案事項

委託区域における、経営方針等に即した間伐を主体とする森林整備等、販売業務及び管理業務の実施方針、手法、体制及び実施計画等とします。

第 6 手続

1 日程

項目	日程
募集要領等の配布	平成 30 年 1 月 22 日(月)まで
説明会の開催	平成 30 年 1 月 15 日(月) (申込み受付は平成 30 年 1 月 12 日(金)まで)
参加表明書の提出	平成 30 年 1 月 22 日(月)まで (質問の受付は平成 30 年 1 月 16 日(火)まで)
技術提案書の提出	平成 30 年 2 月 28 日(水)まで (質問の受付は平成 30 年 2 月 22 日(木)まで)
審査日	平成 30 年 3 月上旬【予定】
審査結果の通知・公表	平成 30 年 3 月中旬【予定】

2 募集要領等の交付

- (1) 交付期間 募集公告後から平成 30 年 1 月 22 日(月)午後 5 時まで
(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。)
- (2) 交付場所 担当部局（県ホームページ<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/rinsei/kankyo-rin01.html>）からのダウンロードも可。）

3 説明会の開催

本手続に係る説明会を下記のとおり開催しますので、説明会への参加を希望する者は、申込書（様式 1）を提出してください。

なお、当日の飛び込み参加はできません。

- (1) 開催日 平成 30 年 1 月 15 日(月)午前 10 時から
(1 時間程度を予定)
- (2) 会場 青森県庁北棟 5 階 A 会議室
- (3) 申込書提出期限 平成 30 年 1 月 12 日(金)午後 5 時まで
- (4) 申込書提出先 担当部局まで
- (5) 申込書提出方法 F A X 又は電子メールによる
(着信を電話で確認のこと。)

4 参加表明書の提出

(1) 提出書類

本手続に参加を希望する者は、下記の提出書類を提出してください。

提出書類はすべて A 4 判とし、文字の大きさは 10 ポイント以上としてください。

提出書類	様式	留意事項
ア 参加表明書	様式 2	共同企業体の場合は、共同企業体名で作成し、協定書を添付すること。 以下、共同企業体の場合は、イからクの書類について、全ての構成員分を別葉で提出すること。
イ 参加資格要件確認書	様式 3	
ウ 法人等概要書	様式 4	
エ 役員等名簿	様式 5	
オ 資格取得従業員等名簿	様式 6	当該資格に係る認定書等を添付すること。
カ 履歴事項全部証明書	－	法人の場合は、提出の日において発行日から 30 日以内のものとし、その他団体の場合は、定款等、存在を明らかにできるもの。

提出書類	様式	留意事項
キ 労働保険料等納入証明書 及び社会保険料納入確認書	—	
ク 都道府県税、消費税及び地方消費税納税証明書	—	

- (2) 提出期限 平成 30 年 1 月 22 日(月)午後 5 時まで
- (3) 提出部数 印刷物 1 部及び C D - R 等の電子媒体 1 部
- (4) 提出先 担当部局まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送による(配達証明付き書留郵便の場合に限り、受領期間内に必着のこと。)
- (6) 技術提案書の提出依頼
担当部局において、参加表明書を受領した日から 10 日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、資格要件を確認し、要件を満たす者には、技術提案書の提出について書面で要請します。
要件を満たさなかった者には、書面によりその旨及びその理由を通知します。
- (7) その他
要件不適格の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、知事に対して書面(様式任意)により説明を求めることができます。
説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10 日(土曜日、日曜日及び休日を含む。)以内に書面により回答します。
書面は担当部局まで持参するものとし、持参以外の方法は認めません。

5 技術提案書の提出

(1) 提出書類

技術提案要請の通知を受領した者(以下「提案者」という。)は、下記の提出書類を提出してください。提出書類はすべて A4 判とし、文字の大きさは 10 ポイント以上としてください。

必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

提出書類	様式
技術提案書	様式 7, 8
参考見積書	様式 9, 10
直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの	任意

- (2) 提出期限 平成 30 年 2 月 28 日 (水) 午後 5 時まで
- (3) 提出部数 印刷物 1 部及び C D - R 等の電子媒体 1 部
- (4) 提出先 担当部局まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送による(配達証明付き書留郵便の場合に限り、受領期間内に必着のこと。)

6 当募集要領に係る質問の受付及び回答

募集要領に係る質問がある場合は、下記のとおり質問書(様式 11)を作成し、提出してください。

(1) 受付期限

ア 参加表明書に係る質問 平成 30 年 1 月 16 日(火)午後 5 時まで

イ 技術提案書に係る質問 平成 30 年 2 月 22 日(木)午後 5 時まで

(2) 提出先 担当部局まで

(3) 提出方法 F A X 又は電子メールによる(着信を電話で確認のこと。)

(4) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則として、質問を受理した日の翌日から 4 日間(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、県ホームページ上で公表します。

なお、質問の内容について、必要に応じて聴き取りする場合があります。

7 資料の閲覧

委託区域一覧表、位置図及び施業図については、下記の閲覧場所で閲覧することができます。

なお、閲覧資料の電子データを提供することもできますので、必要な場合は、お申し出ください。

(1) 閲覧期間 技術提案書の受付期限の前日まで

(2) 閲覧場所 担当部局

第 7 審査

1 審査方法

審査は、「県民環境林管理・経営委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査会」という。)が行います。

契約候補者の選定に当たっては、審査会において、審査項目に基づき、提出書類及び提案者による説明の内容を審査し、最も評価の高い提案者(以下「最優秀提案者」という。)を契約候補者として選定し、評価が次に高い提案者を次点契約候補者とします。

ただし、提案者が 1 者のみの場合は、各委員の持ち点 1 0 0 点満点の合計 5 0 0 点満点のうち 3 0 0 点を超える点数の場合、契約候補者として選定します。

なお、審査は非公開とします。

2 提案者による技術提案書の説明

以下のとおりとし、具体的な実施日時及び場所については、後日、提案者に連絡します。

(1) 実施日時 平成 30 年 3 月上旬【予定】

(2) 実施場所 青森県庁内

(3) 説明者 2 名

(4) 所要時間（一提案者あたり）

ア 提案者による説明 20～30 分程度

イ 審査委員からの質疑 10 分程度

(5) 注意事項

ア 提案者は、他の提案者の説明を傍聴することはできません。

イ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象外とします。

ウ 提案者による説明は、提出資料の捕捉説明とし、記入なき内容に関する説明は一切無効とします。

エ 説明時の追加資料は受理しませんが、質疑に対して必要と考えられる資料の提示は認めます。その際の提示方法は問いません。

3 審査結果の通知及び公表

(1) 提案者への通知

審査結果は、技術提案書を提出した全員に書面により通知します。なお、審査結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 県ホームページでの公表

審査結果については、県ホームページにおいて、以下の内容で公表します。

《公表内容》

ア 最優秀提案者の名称、評価、選定理由

イ 提案者数

ウ 審査会委員の氏名

(3) その他

契約候補者に選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、知事に対して書面（様式任意）により説明を求めることができます。

説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10 日（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以内に書面により回答します。

書面は担当部局まで持参するものとし、持参以外の方法は認めません。

第 8 本手続に係る注意事項

1 使用する言語等

本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

2 失格又は無効

提案者又は技術提案書が次のいずれかに該当するときは、失格又は無効となります。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記入したとき。
- (3) 記入すべき事項の全部又は一部が記入されていないとき。
- (4) 記入すべき事項以外の内容が記入されているとき。
- (5) 募集要領に違反すると認められるとき。
- (6) 審査会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (8) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

3 著作権等

提出された技術提案書の著作権は、提案者に帰属するものとします。

また、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

4 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書を提出することはできません。

5 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

6 提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提案者に無断で本選定以外には使用しません。

7 経費の負担

参加表明者が本手続に要した経費は、全て参加表明者の負担とします。

8 辞退

- (1) 技術提案書の提出後に辞退する場合は、審査会開催日前日の午後1時まで、辞退届（様式12）を担当部局まで持参又は郵送してください。
なお、当該辞退を理由として、以後の選定等において、不利益な取扱いはしません。
- (2) 参加表明書を提出した場合であっても、技術提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

9 その他

- (1) 提案者は、技術提案書の提出をもって、募集要領等の内容に同意したものとします。
- (2) 本手続に係る情報公開請求があった場合には、青森県情報公開条例（平成 11 年青森県条例第 55 号）に基づき、提出書類を公開することがあります。

第9 契約の締結

1 契約

県は選定された契約候補者との間において、契約候補者の提案内容を基本とした委託期間全体に係る基本的な事項を定めた森林経営委託契約及び平成 30 年度の業務に係る具体的な事項を定めた年度委託契約を締結します。

ただし、当該委託に係る平成 30 年度の予算が可決成立しない場合は、契約の締結は行わないものとします。これに伴い受託者において損害が生じた場合にあっても、県はその損害について一切負担しません。

なお、契約が整わなかった場合には、次点契約候補者と契約を行うこととします。

また、契約候補者が参加表明書提出期限の日から契約締結までの間に当募集要領第 4 の参加資格に該当しないことが明らかとなった場合は、契約を締結しません。

2 契約保証金

契約保証金は、平成 30 年度の業務に係る委託契約書に示す委託料の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、青森県財務規則第 159 条の規定に該当する場合は免除します。

3 平成 31 年度以降の業務の進め方

平成 31 年度以降の業務については、新年度の開始前に県と受託者との間において、業務の進捗状況等を踏まえ、新年度業務の具体的な業務内容等を調整し、確定させ、予算の範囲内で新年度に係る年度委託契約を締結します。

なお、当該委託に係る新年度の予算が可決成立しない場合は、契約の締結は行わないものとします。これに伴い受託者において損害が生じた場合にあっても、県はその損害について一切負担しません。

第10 委託料の支払等

1 委託料の支払い

委託料については、受託者からの申し出に応じて、概算払いすることとします。

支払時期及び支払額については別途定めることとします。

なお、業務内容の変更等により委託料に変更が生じ、支払を受けた委託料に過払金が生じた場合には、県から指定された期日までに返還しなければなりません。

2 間伐材の販売代金の納付

受託者は、県からの請求により納付するものとします。

3 業務完了の報告

受託者は、毎年度終了後に業務完了報告書を提出し、適正に業務が行われているか等、確認を受けるものとします。

第 11 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる業務については、県と協議し、業務の一部を再委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成 10 年青森県条例第 57 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な取扱いに努めてください。

4 守秘義務

受託者は、当該業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務期間終了後も同様とします。

5 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は受託者に対して必要な指示を行い、一定の期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるものとします。

この場合において、受託者が、当該期間内に改善できなかった場合には、県は契約の解除ができます。

なお、契約解除により県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

(2) 不可抗力その他県又は受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、県と受託者は業務継続の可否について協議するものとします。

(3) 委託期間終了又は契約解除により県又は次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、業務に必要なデータ等を引き渡すものとします。